

東京電力株式会社

代表執行役社長

廣瀬 直己 様

申 入 書

- 1 東京電力(株)福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組み及び確実な安全対策について
- 2 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に関する適正な賠償の実施について

平成 27 年 2 月 20 日

福島県いわき市長

清水 敏男

【重点申入項目】

- 1 東京電力㈱福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組み
及び確実な安全対策について・・・・・・・・・・・・・・・・P1

- 2 東京電力㈱福島第一原子力発電所事故に関する適正な賠償の
実施について・・・・・・・・・・・・・・・・P3

1 東京電力㈱福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組み及び確実な安全対策について

東京電力㈱福島第一原子力発電所事故については、これまでも再三にわたり、一刻も早い収束と福島第一原発のみならず、県内すべての原発の廃炉を強く求めて参りました。

また、数十年に及ぶ廃炉作業期間中、多くの市民が不安を抱えたままの生活を強いられることから、「確実な安全対策を講じるよう」申入れを行ってきたところでもあります。

特に、汚染水対策の遅れは、廃炉作業の全体工程の遅延につながるものが懸念されるほか、風評被害の長期化や、市外で生活されている方々の帰還にも大きな影響を及ぼすものであります。

また、現場管理が不十分な状況下において、人為的ミスによるトラブルや、労災事故が頻発している現状に、市民の中に不安を訴える声も挙がっており、すべての作業工程において、極めて慎重かつ万全な安全対策が求められます。

東京電力㈱においては、廃炉に向けた中長期ロードマップに基づく取組みをしっかりと進め、十分な安全確保に向け、特に次の3項目について取り組むよう強く申し入れます。

(1) 福島県内全ての原子力発電所の廃炉方針の決定と確実な安全対策

経済産業大臣による福島第二原発の廃炉に理解を示す発言などを踏まえ、廃炉とする方針を早急に決定すること。

また、数十年に及ぶ廃炉作業期間中、多くの市民が不安を抱えた生活を強いられることから、東京電力(株)及び国の責任において、確実な安全対策を講じること。

(2) 福島第一原発に係る確実な汚染水対策の早期実施

汚染水にかかるトラブルや対策の遅れが生じていることを踏まえ、従来の工法による対策が困難な事案については、確実な代替策の早期実施を図ること。

また、「サブドレンからの地下水の汲み上げ」については、漁業者をはじめ、市民に対し、監視体制の整備や運用目標の明確化、モニタリングの厳格化などの安全性について、分かりやすく丁寧に説明するなど、情報公開に万全を期すこと。

(3) 作業員の安全管理の徹底

労災事故が頻発していることを踏まえ、基本動作や作業手順の遵守、複数の作業員による点検、また、危険予知活動を徹底するなど作業員の安全管理に万全を期すこと。

2 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に関する適正な賠償の実施について

本市の市民や事業者は、事故が収束していない状況の中、不安を抱えながら生活や事業活動を行っており、その精神的な苦痛や風評被害などの間接被害に伴う営業損害は計り知れないものがあります。

一方で、放射線への不安などから、自主的に市外に避難し、心ならずも家族が離れ離れに生活せざるを得ない家庭が少なくありません。

このような、**被害者である全ての市民や事業者を対象として、迅速かつ適正な賠償が行われるよう、本市にとって切実な課題である次の3項目について、責任をもって対応されますよう強く申し入れます。**

(1) 自主的避難等対象区域に係る賠償期間の延長等の適正な賠償

本市は「自主的避難対象区域」とされ、市民が幅広く損害賠償の対象とされたことについては、一定の評価ができるものの、妊婦と18歳以下の子どもに係る平成24年9月以降、それ以外の者に係る平成23年4月23日以降の一律賠償について、賠償期間の延長等の適正な賠償を行うよう強く申し入れます。

(2) 地方公共団体に対する迅速かつ適正な賠償

本市企業会計、一般会計及び特別会計の一部について、東京電力(株)に対し、それぞれ賠償請求を行っておりますが、迅速かつ適正な賠償に向けて対応されるとともに、今後本市が本件事故に伴って実施する様々な業務・事業についても確実に賠償対象とするよう、責任をもって対応されることを強く申し入れます。

(3) 営業損害に係る適正な賠償

原発事故に伴う商工業者等に対する営業損害について、ふるさとの再生や帰還への見通しが立たない中、平成28年2月で賠償が打ち切られれば、再建を断念せざるを得なくなる事業者も多数出かねないことから、一律に5年で営業損害賠償を打ち切ることなく、事業者等の意見や要望を真摯にくみ取り、事業者の再建に結びつくよう、適正な賠償を実施するよう強く申し入れます。

